

平成22年度第10回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年10月1日(金) 午後1時30分
場	所	八王子市役所 8階 801会議室

第 10 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 1 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 八王子市教育委員会委員長選挙
 - 第 2 八王子市教育委員会委員長職務代理者の指定
 - 第 3 第 33 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について
 - 第 4 第 34 号議案 平成 22 年度文部科学大臣優秀教員表彰候補者の推薦について
 - 第 5 第 35 号議案 八王子市教育委員会事務局の組織改正について
- 4 報告事項
 - ・定期監査等において指摘された事項への措置状況について (教育総務課)
 - ・平成 22 年度中学校音楽鑑賞教室における事故について (学事課)
 - ・平成 22 年度生涯学習スポーツ部夏季事業の結果について (生涯学習総務課)

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番)	小田原 榮
委 員	(2 番)	和 田 孝
委 員	(3 番)	川 上 剋 美
委 員	(4 番)	水 崎 知 代
教 育 長	(5 番)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	坂 倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐 島 規
教 育 総 務 課 長	穴 井 由美子
学 校 教 育 部 主 幹	
(企 画 調 整 担 当)	平 塚 裕 之
施 設 整 備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	海 野 千 細
学 校 教 育 部 主 幹	
(保 健 給 食 担 当)	山 野 井 寛 之
指 導 課 長	豊 田 学
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
(教 育 施 策 担 当)	宮 崎 倉太郎
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
(特 別 支 援 教 育 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	藏 重 佳 治
指 導 課 統 括 指 導 主 事	
(企 画 調 整 担 当)	所 夏 目
指 導 課 先 任 指 導 主 事	窪 宏 孝
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事	
(図 書 館 担 当)	望 月 正 人
生 涯 学 習 総 務 課 長	桑 原 次 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	遠 藤 辰 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
(ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	遠 藤 幸 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹	
(国 民 体 育 大 会 開 催 準 備 担 当)	富 貴 澤 繁 幸
学 習 支 援 課 長	設 楽 いづみ
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康

生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中明美
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
教育総務課主査	新納泰隆
教育総務課主査	小林順一
生涯学習総務課主査	前田高明

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	久保陽子
教育総務課主任	川村直

【午後 1 時 3 0 分開会】

川上委員長職務代理者 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたします。

これより平成 2 2 年度第 1 0 回定例会を開会いたします。

本日の会議の議事につきましては、小田原榮前委員長の任期が、本年 9 月 3 0 日をもって満了となりましたので、私、3 番、川上克美が委員長職務代理者として進行いたします。

なお、小田原榮委員につきましては、過日の市議会において同意を得て教育委員に再任されましたので御報告申し上げます。

任期は平成 2 2 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで、議席番号は、引き続き 1 番となります。

川上委員長職務代理者 日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4 番、水崎知代委員を指名いたします。よろしく願います。

なお、議事日程中、第 3 4 号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、また第 3 5 号議案については、いまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長職務代理者 御異議ないものと認めます。

川上委員長職務代理者 それでは、それ以外の日程に従いまして進行いたします。

日程第 1、八王子市教育委員会委員長選挙を行います

本件は、本年 9 月 3 0 日をもって委員長の任期が満了となりましたので、ここで委員長選挙を行うものです。

選任の方法については、八王子市教育委員会会議規則第 6 条の規定により、単記無記名投票とし、有効投票最多数を得た者を当選者といたします。ただし、最多数を得た者が 2 人以上あるときは、これらの者につき投票することといたします。

それでは、事務局は投票用紙を配付願います。

〔投票用紙配付〕

川上委員長職務代理者　それでは、投票用紙に記入をお願いいたします。

〔投票〕

川上委員長職務代理者　それでは、事務局は投票用紙を集めてください。

委員長選挙の結果を報告いたします。

小田原委員 4 票、川上 1 票。よって、1 番、小田原榮委員が委員長に当選されました。

委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条 2 項の規定により 1 年とされておりますので、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとなります。

それでは、ごあいさつをお願いします。

小田原委員長　ただいま川上委員長職務代理からお話しいただきましたように、市議会の同意が得られ、昨日、黒須市長から辞令をいただいたところでございます。

長期在職というのは私の趣旨に反するところではありますけれども、市長からぜひにという話をいただきまして、昨日の辞令交付に当たっては、これは後ほど報告事項にもありますが、教育委員会といたしましては、当該中学生、あるいは学校当局、それから市民の皆様に変なおわびしなければならないことが続いてございまして、その責任を十分果たすようにと、こう強く言われ、不祥事というのは連鎖反応を起こすものだから、それをぜひ再発のないように努めてほしいと言われました。

言葉は古いですが、敵前逃亡しないでほしいということも言われまして、またここに決意を新たにして、教育委員会に全力を傾けてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

川上委員長職務代理者　ありがとうございました。

それでは、委員長に議事進行をお願いいたします。

小田原委員長　それでは、引き続いて議事進行をいたします。

次に、日程第 2 でございます。八王子市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。

指定の方法につきましては、八王子市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、委員長選挙の方法を準用いたしますので、単記無記名投票といたします。

それでは、事務局は投票用紙を配付願います。

〔投票用紙配付〕

小田原委員長 御記入いただきましたか。

〔投票〕

小田原委員長 それでは、集めていただきます。

投票の結果を御報告申し上げます。

川上委員 4 票、和田委員 1 票でございます。よって、3 番、川上委員を職務代理者として指定いたします。よろしく願いいたします。

それでは、川上委員長職務代理者からごあいさつをお願いいたします。

川上委員長職務代理者 川上です。これで何度目かの委員長職務代理者になりましたが、仕事は今日初めてさせていただきました。意識としては、いつも委員長を支えなければと、代理にならないように済むように、委員長を支えるのが私の役目だというふうに思っています。これからも仕事のないことを望んでいます。

何かございましたら、どうぞ御指摘をいただければと、御指導いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小田原委員長 じゃ、よろしくお願いいたします。

小田原委員長 それでは、改めて日程に従い進行いたします。

日程第 3、第 3 3 号議案でございます。八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第 3 3 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理について御報告いたします。

内容については、小林主査のほうから御報告します。

小林教育総務課主査 それでは、第 3 3 号議案につきまして御説明させていただきます。

教育委員会事務局の管理職に関する人事についてでございますが、教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、教育長において事務処理をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

まず、転出者でございますけれども、学校教育部保健給食担当の松岡主幹が、平成 22 年 9 月 30 日付で退職のため、市長部局へ転出いたしました。

また、松岡主幹の後任として、平成22年10月1日付で、生涯学習スポーツ部生涯学習総務課から、山野井寛之さんが昇任により保健給食担当主幹として転入となりました。

説明は以上でございます。

小田原委員長 ただいま教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案につきましては、御提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、報告事項となります。

教育総務課から御報告願います。

穴井教育総務課長 それでは、定期監査等において指摘された事項への措置状況について御説明します。

これは、平成22年3月23日開催の定例会において、教育委員会が所管する事項で定期監査、行政監査及び包括外部監査において指摘されたものに対する措置状況について御報告をしたものでございますが、毎年2回、また追加の報告をしているものでございます。

本日については、3月23日の定例会以降措置をしたものについて、ここで監査事務局のほうに報告をしましたので、その御報告を申し上げます。

別添の裏面にありますとおり、ここで報告をしたのは、平成20年度の包括外部監査、学校教育部に係る事務の執行についてが15件、平成21年度定期監査に係るものが2件ということで、別紙のとおりとなっております。

監査委員への通知については、 については8月13日に、 については9月27日に通知をいたしております。

資料については、その別表にございますとおり、一定の措置ができ上がりましたので、それについて措置済みということで通知を差し上げております。

あと残りの監査委員等にまだ措置等をしたということで報告をしていないものについては、そこがございますように、平成19年度行政監査について1件、それから21年度行政監査について1件、それから平成17年度包括外部監査に係るものが11件、あと平成20年度包括外部監査に係るものが9件ということで、合計で22件未措置ということで残っております。

今後ですけれども、この未措置のものについては、早急に対応策を検討して、措置済みとなるように努力をしまっている予定でございます。また、平成23年2月または3月の定例会において、追加で措置状況について御報告をさせていただくこととなります。今回は、追加で提出したもののみを報告させていただいておりますけれども、次の報告のときには、また全体の総括ということで報告を考えているところです。

以上でございます。

小田原委員長　　ただいま教育総務課からの報告は終わりましたが、この件につきまして何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員　　内容についてを言う前に、実はこれ、きのうの夜メールで送っていただいて、それも夜8時半ぐらいにメールで送っていただいて、その後気づいてという状況の中で、ちょっと意見を言うような状態ではないというのが今のところなんです。それに、今日も午前中に記念式典に参加していたもので、内容をゆっくり見る時間もなかったということで、もちろん1つは8月13日に報告されていて、もう一件が9月27日とい中で、そこに合わせれば、そういう日にちというのはやむを得ないこともあるのかもしれないですけれども、ちょっと正直、もう少し内容を見せていただく時間が欲しかったなというのが1つあります。

まだ、意見になるほどの状況には自分はないですので、申しわけありません。

穴井教育総務課長　　資料をお送りするのがおくれて大変申しわけありません。次回からはもう少し早く送るようにします。

小田原委員長　　おくれて申しわけございませんということなただけけれども、実質的にはもう終わったことの報告なんですよ。だから、もし早くできるとすれば、どういうふうにできたわけですか。

穴井教育総務課長　　今回は、実質的には8月13日と9月27日に監査に通知をしてい

るところなので、9月27日分については遅くなると思うんですが、本来は、8月13日分についてはもう少し早く送れたのかなというふうに考えているところです。

次回の2月または3月に御報告を上げるときには、全体すべてをお示しすることになりますので、早目に措置ができたものについては順次報告をしたいというふうに考えております。

小田原委員長　つまり、ここで指摘されたことは措置するわけですね。3月23日に監査当局から指摘を受けて、教育委員会にその指摘されたものは報告した。それから、措置を何カ月かけてやるわけなんです、その措置が実質的に報告する内容として行われたのはいつごろになるんですか。

例えば、このところで、郷土資料館について、いろいろ言われているわけなんですけれども、これについて回答、措置内容が出てくるわけですが、これが出てくるのはいつごろですか。

穴井教育総務課長　教育総務課のほうに上がってきたのは、そちらに書いてありますように、8月13日に報告をする前に　については送られてきているものです。

3月23日の委員会時に報告をしたときに、次の教育委員会への報告は年2回ということでお話をしている中で、今回の御報告というふうにはなっていますが、先ほど私が申しあげましたのは、資料の送付はもう少し早目に送れるのかなということでお話をさせていただきました。

小田原委員長　そうすると、この措置内容について、例えば水崎委員が意見を言うというようなことは可能なんですか、その日程でいえば。

穴井教育総務課長　御報告となりますので、それについて詳細を聞いていただく分には構いませんが、内容を変更するということは、その時点ではできないというふうになります。

小田原委員長　だから、水崎委員が言いたいのは、こうやって出されたものについて意見を言いたい、だけど言う暇がないって言ってるわけだよね。そうすると、措置を監査当局に、9月27日に報告するわけだけど、その前に資料を、こういうふうに報告するけれども、いがかかっていうのを送れと言ってるということなんだけれども、そういうことは可能なんですか。

新納教育総務課主査　定期監査等についての教育委員への報告の流れでございますが、監査事務局から指摘があった場合について、まず指摘がございましたと、こういう内

容について指摘がございましたという内容をまず御報告いたします。次に、それから約1カ月程度、部内で調整いたしまして、対応を考えた内容につきまして、御指摘があった事項について、今後こういう方向で事務局としては対応していきますという、それも報告させていただいております。それが、今回で申し上げますと、3月23日にこういった内容で報告させていただきますということで報告した内容について、本日までに措置をしたものについて報告させていただいたという流れでございます。

穴井教育総務課長　委員長がおっしゃるように、水崎委員のほうから意見をいただいた段階では報告の段階ですので、これを変更するというにはなりません、監査委員会提出前にこれについて御意見をいただくということになりますと、そういう手順ではなくて、事務局のほうに任されている部分ですので、ここに報告した事務について、委員のほうからもっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、そういう御意見であれば、いつでも受けられるような段取りになっています。

小田原委員長　ということですが、どうですか。

水崎委員　私は決して、反対意見を言いたいと言っているわけではなくて、結局、中をゆっくり読めなかったから、そして3月23日、確かに私が意見したのもあったんですね。それは自分も今日ももちろん持ってきていますし、自分が意見したことについて、そこを読み返しながら、どのような報告をされたのかなという、そこをやはり自分は責任持って見ていかなくちゃいけないのかなと思ったもので、そういう突き合わせなんかもしたかった。そういう意味で、もっと時間が欲しかったということなんです。

だから、もちろんこれを報告されたというのは、もうここにも書いてあるから解ってるんで、覆せないということもわかっていますけれども、例えば学校選択制のところなんかは、定例会の承諾を得られたとか、そういうふうな形で、全部こういろいろ報告が書いてあるじゃないですか。そういう細かいところまで私読めなかったもので、時間的にね。

だから、決して、今ここで変えてくれとか、そういうことで意見をって言ったわけじゃなくて、だまって座ってればもちろんいいのかもしれませんが、やはり何か質問や意見がありますかと言われたときには、やっぱり自分も考えていかなくちゃいけないんだったら、早くに資料を送ってもらって、質問なり、意見なり、そういうことをしたかったなという意味で、きのうの夜送られて、そして今ここで何かありま

すかって言われても、ちょっと私としては意見もあるもないも言えないなど、そういう意味で言っただけなんです。

穴井教育総務課長 そのようなことで先ほど私のほうもお答えしていますので、早目に確認ができるような体制は整えていきたいというふうには思います。

小田原委員長 そのほかございますか。

細かいことを言えば、教育総務課だけ何で丁寧に答えてるんだとかあるんですけどね。よろしいですか。

和田委員 今の委員長の話もあって、内容が、課によって回答がやっぱり違うところもちょっと感じているところもあるんですが、さらに、郷土資料館の作成図書の販売方法のところの回答などは、「努める」という形でみんな終わっているんですが、これはこういう報告をして、また同じ指摘をされないんですか。要するに、何々に努めますよじゃなくて、具体的にこういう措置をとったとか、そういうのがほかの課ではみんな表現的になってるんだけど、また同じ指摘を、努めますよというだけでは、そんな指摘に対しての答えになっていないんじゃないかという部分もあるんですけど、そういうのはそれでよろしいんですか。

在庫の削減に努めているとか、無駄のないように努めるというのは、これは当然の話で、それを指摘されているわけだから、じゃ具体的にこういうふうにしますよという回答をしていくのが必要ではないかなと思うんですね。ほかのところのトーンと大分違うので、もうちょっと、数字で示されるかどうかはわからないんですけど、具体的にいった措置や検討した内容をお示しになったらいかかかなというふうに思います。

小田原委員長 これも、前に質問したときに、具体的な回答が郷土資料館からあったんですね。我々はそれで承知していたわけなんだけれど、それがそういうふうになっていないということは言える。我々は、こういう形で努めている、努めますということでした承したわけじゃなくて、きちんと説明できる形があったじゃないですか。そうならなかったのはなぜかっていうのが気にはなりますけどね。

渡辺文化財課長 この表現につきましては、このような形になって申しわけないと思っています。でも、実際には、努めるというふうになっておりますけれども、いろんなイベント等がありまして、それに関連するような書籍があるときには、郷土資料館のほうから行って販売するような形で対応しているというところがございます。

穴井教育総務課長 この措置内容については、関連の市長部局の担当部署と調整をして、

内容をお話した中で、この文書で承知をするという形で調整をしております。委員長が言われたとおり、文化財課長のほうからも答弁しましたが、「努める」というふうな表記になっていますが、中身については詳しく説明をした上で、この文書で提出をしていると、そんなふうにとらえていただくとありがたいというふうに思います。

和田委員 それは部内の話であって、これを監査委員等に渡すとき、これを説明するとき、口頭で説明する形をとるわけなんですか。この文書をもってですよ。そうすると、やっぱりきちっと説明した内容を書き込んだほうがよろしいのかなと思うんですけども。

穴井教育総務課長 そのとおりだというふうに思いますので、もう一度調整をできるものであれば、もう一度調整をしてみたいと思います。

小田原委員長 こういうのを見ると、できれば、報告する前に我々も見て検討するほうがいいということは言えるんだけど、ただ、そうすることは、皆さんの能力を疑うことを前提とするわけで、それであっていいのかという話にもなるんだけど、水崎委員はそんなつもりはないというふうに言ってるけれど、これをじっくり見る必要があるということは、そういう中身を見たら、おかしいところがあれば、やっぱり修正を求めることになるだろうと思いますので、必ずしも、これをこういう形で提示するのがいいかっていうと、そうじゃないだろうというふうに思います。ただ、3月23日に説明して、我々のほうからもいろいろな意見があったわけだから、それを生かした形での報告はしなければいけない。

そういう報告をしているかどうかということは、やっぱり我々も確認しないとまずいだろうと思いますので、そのような手続に向けて御努力をいただきたいと思います。

これはもうやっちゃったことですから、今回はしょうがないと思いますけれども、報告した後の報告ですから、ということを忘れないように、お互いに。

穴井教育総務課長 そういうことのないように努力をいたします。

小田原委員長 今はもうそういうふうに言うしかない立場だからでしょうね。厳しいんですけど。

それでは、教育総務課からの報告は以上ということで、引き続いて学事課から御報告願います。

海野学事課長 報告に先立ちまして、先ほど委員長からもごあいさつの中にもありまして、オーケストラの演奏が聞けなくなってしまった生徒の皆さん、そして御指導い

ただいた先生方、また保護者や市民の方の信頼を裏切る結果になってしまったことを、契約担当所管の責任者として心よりおわびを申し上げます。本当に申しわけありませんでした。

それでは、資料に基づいて御報告をいたします。

事故の概要ですけれども、毎年、市内全中学校の1年生を対象に、市民会館において東京都交響楽団、以下「都響」と呼ばせていただきます、による音楽鑑賞教室を2日間にわたり実施しています。担当所管において実施日の確認を怠り、都響と契約を締結する際に公演日を間違えたため、対象である中学1年生の半分、高尾山学園は省いて37校中19校が、都響の演奏を鑑賞することができませんでした。

具体的な事故の内容で言いますと、音楽鑑賞教室の業務委託契約において実施期日を誤って契約をいたしました。正しくは平成22年9月16日及び17日とすべきところ、誤って平成22年9月15日及び16日にしてしまったということでございます。

その結果、中学1年生約2,400人の生徒が楽団の演奏を鑑賞できなくなったということでございます。

経過についてですけれども、この音楽鑑賞教室は、昨年度、平成21年度まで、中学校教育研究協議会が市の補助金によって企画、立案、運営をしていたものでございます。行政評価の外部評価委員からの御指摘によって検討した結果、今年度からは教育委員会の主催として契約等経理事務を担当しますということで、運営等については従来どおり中教研が担当するというふうな仕分けを行いました。

それから、その予約を含めた経過等につきましては、第1回の事故原因究明・対策検討会、4ページ目のところに資料として添付をしておりますので、それをごらんいただければと思います。

事故原因の検討、予約等の経過ということですが、実は都響の場合、2年前から一年半前という早い時期に日程予約をとる必要がございます。平成22年度につきましても、平成21年3月25日の時点で、都響のアンケート回答用紙にて中教研の音楽部会が予約をとっております。

この時点で、平成22年9月15日、16日というふうに予約をとっているということなんですが、実はこの9月15日、16日についても正式な書面の取り交わしがなくて、アンケートの回答用紙のほうには、中教研のほうから第1希望が9月中旬、第

2 希望が9月下旬といった非常に幅のある回答をしています。それに対して、アンケートのメモ書きに、平成22年9月15日、16日という日程が書かれていまして、書面になっていないというところも1つ課題であるというふうに感じています。

それから、その後、平成21年5月29日に、中教研からの依頼を受けまして、市民会館を優先予約、これは学事課が窓口となって予約をとっているんですが、この予約の依頼が、この時点で9月16日、17日となっております。ですから、3月から5月までの間に中教研の中で日程が既にずれているということが起きています。

この間、平成20年11月、行政評価の外部評価委員から中教研による補助金での実施について御意見をいただきまして、平成21年5月に検討委員会を設置し、教育委員会として連合行事をどのように位置づけるかということを変更して検討いたしました。音楽鑑賞教室については、先ほど申し上げましたように、市の教育委員会がみずから市の主催事業としてすべきであろうということで対応を決めたところでございます。

その後、平成22年3月に中教研から学事課が引き継ぐわけですけれども、この時点でも引き継ぎ文書等がなくて、私どものほうでは9月16、17日という日程をそのまま口頭で受けとめて、唯一書面としては優先予約の依頼文に基づいて、4月30日には送迎バスの運行委託契約締結を同じく9月16日、17日ということで結んだという状況です。

戻りますけれども、引き継ぎの時点でこうした事故が起こるのを防ぐ手だても十分あり得たというふうに感じています。

課題として、1つ目は、引き継ぎ文書がなかったこと、2つ目は、実施の意思決定を作成していない、それから3つ目が、担当者が1人で、学事課の中で十分なチェック機能が働かなかったという課題もあると考えています。

また戻りまして、平成22年6月から、都響と演目等についてファックスなどを通して調整をしていくんですけれども、この時点でも、演目のチェックのみで、日付のチェックを怠ったという課題がございます。

結果的に、8月19日に都響と公演委託契約を締結するんですけれども、この時点でも、市民会館の予約日とか、あるいはバス運行契約との日程とかの突合をしておらず、そのまま思い込んでいた形で日程のチェックを怠ったというのが一番大きな学事課の間違いだというふうに考えています。

その結果、9月15日、16日ということで契約書には書かれているという状況でございます。

戻りまして、2ページ目の3番、9月15日の対応について簡単に御説明いたします。

これは定例会がちょうど開かれていた当日でございます。8時15分ごろですけれども、都響から市民会館に今到着しましたというふうな電話が入りました。それで、今日じゃありませんでしたかという問い合わせがあったんです。いや、明日と明後日の予定ですよというお話をしたところ、契約書を確認してみたいということ、改めてそこで確認をしまして、実施日と都響との契約日が異なっていることを認識いたしました。

慌てて、私と主査、担当で市民会館のほうに向かいました。その時点で、もうすでに市民会館では別の行事が入っておりまして、うちのほうの中学校とも調整ができませんので、15日についてはとりあえずお引き取りいただくということで、17日の対応をどうしていこうかということ、都響のマネジメント担当の方たちと協議を行いました。

その中で、17日に既に都響のほうは別なコンサートのリハーサルが入っているということで、楽団員の手配ができるかどうかちょっと厳しい状況ですというふうな話だったんですが、その後、改めて関係者が集まりまして、対応について協議をいたしました。

その結果、正式に9月16日（木曜日）については予定どおり実施しましょうと、17日（金曜日）については、楽団員の調整が可能かどうか、午後5時まででできるだけのことをしてみますと、基本的には楽しみにしている子どもたちのために何とか実施する方向で調整しましょうというようなことで時間をとりました。

結果、午後5時の段階で、都響のほうから、17日の演奏にはやはり楽団員が集まりませんので、できませんという連絡が入りました。

それで、この話を聞いて、延期という線ができるかどうかということ、市民会館のほうに日程を確認しておきました。それから、学校行事等で何とか調整できる日程というのを確認しておいて、都響のスケジュールが一致できるだろうかというところで確認をとりましたけれども、やはりその3者が一致して可能な日程がとれないという状況でした。

この時点で、都響とは、17日については対応しない、できないということで決定しまして、中学校の校長会とも調整し、17日に何とかできる方向で、やる方向で調整をしたいということでお話をしまして、その後、市教委の関係者の中で、子どもたちへの影響を考慮して、何とかプログラム内容を変更して実施する方向で、演奏者への依頼と演目の変更を検討し始めました。

そこで、15日の午後9時半ごろ、プロの演奏者に引き受けてもらえる、これは具体的に言いますと、フルートとクラリネットのプロの演奏者の方が見つかりまして、何とかお願いができたというところです。演目についても、そうした形で、この中の9番の「チャルダッシュ」とそれから「フライパン・コンチェルト」は16日と共通の演目でございます。

その後の対応ですけれども、9月16日については、午前9時過ぎに代替の演奏者と演目について改めて中教研の音楽部会の担当校長と確認調整をしまして、対象となる中学校へ変更についてのメールを午前11時半過ぎにお送りいたしました。その後、午後10時過ぎですけれども、どういうことで変更にせざるを得なかったかという説明文書と、それから音楽科教員が生徒に対して説明するために参考となる指導資料をメールで送信をいたしました。

翌9月17日（金曜日）ですけれども、実際に午前と午後、全部で19校対象の鑑賞会が終わった後に、午後5時から第1回の事故原因究明・対策検討会を開催しまして、事件の概要について、改めて教育委員会事務局の全課、それから今後、保護者や市民からの問い合わせもあるだろうということで広聴広報担当等へも通知をしまして、体制をとったところです。

午後7時ごろ、東京新聞及び読売新聞から問い合わせがありまして、私に対応いたしました。

午後10時ごろ、市議会議員全議員へ、ファックスにて大まかな報告を行ったところです。

9月18日（土曜日）ですけれども、この時点で、東京新聞が朝刊全国版に記事が掲載されました。それから、読売新聞も朝刊で多摩版に記事が掲載されています。午前11時ごろ、朝日新聞のほうから取材が入りまして、朝日新聞のほうは、その日の夕刊の全国版のほうに記事が出ております。午後1時ごろ、毎日新聞から問い合わせがありましたが、結果として、毎日新聞には特に掲載はございませんでした。

今後の対策ということで、生徒及び保護者への対応ということで、まず9月21日が中学校長会の日でしたので、全校長に改めて事後説明の実施をいたしました。それから、翌9月22日に、保護者、生徒へのおわび、説明の文書を配布いたしました。現在、ホームページの中に、同じおわび、説明文をアップしているところがございます。

この後、二度と事故を起こさないためにということで、原因究明と対策をということで、事故原因究明・対策委員会を9月17日に設置しまして、その議論等も踏まえて、以下の点について改めて取り組み、今後このようなことが二度と起こらないように万全の体制をとってまいりたいというふうに考えております。

この後、9月27日に文教経済委員会の臨時会を開催していただきまして、報告をいたしました。ここでもかなり厳しいお叱りや御批判をいただいたところがございます。

最後に、本来であれば、9月15日に問題が起こった時点で教育委員会の定例会で御報告すべきでしたけれども、当日は、今御報告しましたような、できるだけ子どもたちへの影響を少なくするための対応に追われておりまして、御報告できませんでした。こんな形で遅れましたことも、改めておわびを申し上げます。

報告は以上です。

小田原委員長 おわびと報告がございました。

本件につきまして御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

水崎委員 ちょっと聞き漏らしていたら済みません。平成21年3月21日、3月25日のアンケートのところで、第1希望、第2希望と具体的には日にちがない中で進んでいって、そして平成21年5月29日に平成22年9月16、17日で市民会館が優先予約されたと、この段階で中教研の中で日付がずれているというような御説明が今あったかなと思ったんですけれども、これは中教研のほうで日にちを確認もしないで、思い込んで、それでもう進めていたと、そういう意味になるんですか。どうということなんですか。

海野学事課長 ちょっと説明が言葉足らずだったかと思います。このファックスアンケート回答用紙というの、実は中教研のほうにはまだ見つかってない文書なんです。これは都響のほうに私どもがお伺いしまして、最初の申し込みがどうだったんでしょかっていうことで、大変申しわけないんですが、もしそういう資料があったら

ということで見せていただいたものなんです。

それで、ここに、先ほど申し上げたように、アンケートの希望はそういう少し幅のある形だったんですが、そこにメモ書きがあって、平成22年9月15日、16日と書いてあるんですね。

それで、その上の吹き出しのところに、例年木曜日と金曜日の実施が通例であるというふうに書いているんですが、この時点で、都響では22年度は水曜日と木曜日になる旨を伝えたというふうにしているんです。そのアンケートの欄には、避けてほしい曜日という欄もありまして、そこに水曜日、土曜日、日曜日という記入もあるんです。ただ、都響としては、22年度については15日、16日の水曜日、木曜日になりますということも伝えたというふうにおっしゃっているんで、この時点では15日、16日という予約だったのかなと私のほうで受け取ったということです。

今、中教研のほうに、改めてその先行予約をしたときの状況とか、そのときに記録をしたものとかの提出依頼をしているところです。それで、平成21年5月29日に優先予約をとってくださいという依頼は、こちらに依頼状が届いておりまして、それにはもう既に平成22年9月16日、17日となっているんです。そこから類推すると、最初の3月の時点で予約をした内容が、この5月の時点では日にちが1日ずれてしまっているんで、これについては、ちょっと中教研の中で確認をしていただきたいというふうに感じているところです。

ただ、どちらにしても、契約書の日程を間違えたのは学事課の一義的な責任ですので、中教研がどうこうじゃないんですが、どういういきさつでそうなったかというところは学事課としても確認、把握しておきたいということでの話です。

小田原委員長　よろしいですか。

水崎委員　じゃ、もう1つ、実際にその契約書というのは、この平成22年8月19日のが最初に契約書を取り交わした日となるわけなんですか。

海野学事課長　そうです。

水崎委員　その段階で日にちを確認しなかった、確認漏れたということなんですか。

海野学事課長　これについては、学事課内で担当者ともいろいろやりとりをしたんですけども、日にちのほうは先に決まっていて、その後、演目とか、演目をやるためにはどういう楽器で何人ぐらいの編成でやるかというあたりを、都響のほうとやりとりを何度かしてくるということなんですね。それをうちが窓口になって、中教研の音楽

部会のほうに流して、調整をとりながらやってたんですが、結果的に、その演目がどうなるかということを中心はずっと見てたものですから、日程についてずれてるということを全く頭から抜けてしまってたということでございます。

私のほうも、ほかの契約と絡めて照合すれば、バスのほうが9月16日、17日なのに、何で15日、16日なの、教育課程上も中学校のほうは水曜日に普通とるはずないからというようなことに気がつけば、契約書のところまで日程の確認がちゃんとできたかと思うんですが、そここのところが私のほうもやっぱり担当者に任せていた部分があったと思います。

結果として、契約書のほうには誤った平成22年9月15日、16日が入ってしまったという、そんな状況でございます。

水崎委員 突き合わせをしなかったために、この日にちに疑問を持つこともなかったってということだったんですか。

海野学事課長 ええ、もう日程のほうはチェックの対象から外れてしまってたということがあると思います。

小田原委員長 その基本的なことをお聞きしていいですか。平成21年3月25日のことはいいんですが、それはもうわからない部分というふうにもむしろ考えたほうがいいと思うんですね。

そこで、9月15日、16日という数字が出てきているわけなんですけれども、それが後に出てくるのは平成22年8月5日になるわけです。これを考えていくと、平成22年3月の実施予定日のところの吹き出しに、 、 、 と、こうあるんですが、その引き継ぎ文書以外の と について、平成22年4月30日の実施日の契約では、吹き出しの 、 はどうなるのか。

同じように、平成22年8月19日の契約締結のところ、吹き出しの 、 はどうなるのか。どうなのかっていうのは言えますか。

つまり、意思決定があったのかなかったのか、この契約締結のところ。

海野学事課長 一番最初の、市が主催する形で実施しますという意思決定が全くない状態で、平成22年8月19日まで事務手続をしてしまっているという問題があります。

小田原委員長 契約締結のときに意思決定なしでやってる。

海野学事課長 契約行為に関しては、執行伺から契約伺、契約締結伺という、その段取りを踏んでいるんですけども、事業として学事課が引き継いだ時点で、こういう形

で市の主催で音楽鑑賞教室を実施しますという意思決定は行われていなかった。ただ、具体的な契約行為については、きちんとした事務執行手続に基づいて契約締結をしているということでございます。

小田原委員長 契約締結してるんだけど、そのとき、例えば平成22年8月19日は、その上はファックス送信なんだけれども、この契約締結は面と向かい合ってやってるわけ、電話なんですか、文書のやりとりなんですか。

海野学事課長 平成22年8月19日の契約締結は、対面では行っていません。

小田原委員長 そしたら何、講演契約はファックスですか。

海野学事課長 いえ、契約書をつくって、仕様書というのをファックスで確認してもらって、できた契約書というのを郵送で、印鑑を押していただくというような形をとっています。仕様書を作ったのは学事課です。

小田原委員長 そのときに、その契約を締結するについて意思決定をしていないのね、その締結の意思決定。

海野学事課長 いや、契約の締結についてはその文書をつくるときに意思決定をしています。

小田原委員長 そのときには、契約書1枚だけなんですか。

海野学事課長 契約書の書式を添付して。

小田原委員長 つまり、添付の書類があるのかないのか。

石川教育長 市の事業であるよということは明記されている。

海野学事課長 明記されています。

小田原委員長 もう1度、担当者は1人なの。チェック体制なしっていうけど、全部1人。

海野学事課長 ええ、1人です。

小田原委員長 これ聞いていいかどうか変わからないんだけど、同一人物ですか。

海野学事課長 はい、同一人物です。

小田原委員長 それから、その点は皆さんは意見ありますか、いいですか。

和田委員 これも事業の具体的な運営方法なんですけど、契約そのものは教育委員会が行うということになってるわけですね。だけど、実際に運営については、その中教研で行うことになっているんですよね。そうすると、当然中教研としては、会場の割り振りだとか、座席の割り振りであるとか、会場との打ち合わせというのをやってる

と思うんですけど、もうその時点では、9月16日、17日で動いていたということになるんですか。

海野学事課長 ええ、ここにもありますように、学事課のほうで9月16日、17日で優先予約をとっていますので、市民会館のほうも9月16日、17日のつもりで、そのスケジュールに入ってるという形です。

和田委員 そうすると、もうこの平成21年5月29日段階から、もうこの9月16日、17日で動いてたという話になってくるんですよね。そうすると、中教研で仮に予約した人が、9月15日、16日ということを確認していても、実際にはもうこの時点から9月16日、17日という形で動いていて、だれも、その中教研の中でも、こういう予約をしたよという話にはなっていないということなんですね。9月15日、16日になってたということにならないんですね。

海野学事課長 はい。

和田委員 中教研の担当者は変わっているんですか。この平成20年度と平成21年度の担当者というのは変わっているんですか。

海野学事課長 今、電話で確認した段階では、毎年担当者が変わっているということで、しかも、中教研の音楽部会の中で担当している事業が幾つかあって、それをブロックごとに回しているとかっていう、結構複雑な状況があるということでございます。

和田委員 先ほどの話にあったように、水曜日に行事を入れるということは、学校にとって非常に大きな問題なんですよ。それを学校担当者がやるとすれば、もう水曜日に行事が入ったことについて、学校としては行事を動かしたりとか、それをきちんと受けとめて年間行事予定を組まなきゃいけないはずなのに、これが16日、17日に戻った段階で、何の書類もなくなってしまったので、その契約時点での問題というのは引き継がれてなかったということになりますよね。

ここが非常に不思議なことで、水曜日に行事が入ったときに、そのまま放置するという事はちょっと考えられない。しかも、これは3月時点ですよ。次年度の教育課程届がもう恐らく受理されているかっていう状況になっている中で、じゃどういうふうにその教育課程届の中でこの学校行事の日程は組まれていたのかっていう話になってきてしまうんですよ。当然水曜日に入ったほうが、いろんなものを避けなきゃならない作業に入ってきているので、当然この教育課程の届も変更せざるを得ない部分になってるはずなんですけど、それもよくわからない。この中教研内部へは、学校

の受けとめ方が、きちっと9月15日、16日と言われたところで受けとめてないから、そういうことになってしまっているんじゃないかと思うんですね。

水曜日に行事が入るっていうのは大変なことなんですよ、学校にとっても。行事関係がすべて組めなくなるということですから、会議関係は受けないということになったら、これ教育課程届、この時点でどうなっているんですかね。そういう意味からすると、平成21年3月25日というと、ちょうど年度変わりのときだから、出してきたものと変更したものがあっていいはずなんですけどね。

小田原委員長 はい、どうぞ。

佐島学校教育部指導担当部長 その件について、2年前に予約を取るというところに落とし穴があるというように思うのですね。平成22年度の教育課程を組むのは、平成21年5月の時点で平成22年9月16日、17日の認識があり、市教委の出している年間行事予定等の方にも16日、17日で日程が入っていますので気がつくのはむずかしいと思います。

小田原委員長 問題点は、ここであきらかになるかどうかですが、もうひとつ気になるのが、外部評価委員から指摘されたということですが、この理由は何なのですか。

海野学事課長 行政評価の報告書というのは、平成20年11月に出ています。その中で補助金の部分を外部評価委員会が評価しておりまして、抜粋しますと、生徒に対して教育上必要な事業ととらえるのならば、補助事業ではなく、市教育委員会の事業として位置づけて実施することも踏まえながら、本事業の目的、あり方について、生徒派遣費も含めて一度整理すべきである。その上で、公教育の一環として行う事業か、補助事業として行う事業かといった仕分けをし、位置づけを明確化する必要がある、という内容です。

小田原委員長 それは、連合行事の検討委員会で補助事業じゃなくて、市教委の主催する事業であるとすべきだというふうになったわけですか。

海野学事課長 連合行事というのが、その小学校と中学校とにあって、それぞれ幾つかあるんですね。その中で、全校が参加していて教育課程に位置づけられているものは基本的に市教委が主催して、対応を図るべきであると。ただ、実際の運営とか実施に関しては、とても教育委員会で対応することはできないので、これまでどおり小教研、中教研にお任せをしたいというような内容で仕分けをしてきています。

小田原委員長 全校の参加と何ですか。

海野学事課長 あとは、教育課程に位置づけられているかどうか。

小田原委員長 連合行事で、それ以外の連合行事というのはあるんですか。

海野学事課長 はい。小学校のほうですと、小学校にも音楽鑑賞教室というのがあります。

小田原委員長 いやいや、つまり、全校が参加しないで、教育課程にも位置づけられない連合行事というのはあるのかということ。

海野学事課長 はい。例えば、小学校ですと、陸上記録会とか、あるいは球技大会とか、中学校でいうと、連合音楽会とか芸能祭とか、あるいは水泳大会とか陸上競技大会、駅伝大会といったものが、連合行事と今までは言ってたんですけども、必ずしも全校が参加しているわけではないとか、あるいは部活動が中心になってるとかっていうようなものは、その対象から外しています。

小田原委員長 あるけれど、それは連合行事じゃないのかな。

海野学事課長 それは名称でくくっていたんですね。

小田原委員長 くくってるんだけど、くくってはいけないの。

海野学事課長 いや、いけないってことじゃないですが。

小田原委員長 いやいや、つまり、補助金出しているわけでしょう、いずれも。

海野学事課長 いや、今までは全部補助金でやっているわけです。

小田原委員長 仕分けする必要があるのだろうか。あと、そうすると、それが問題ということではないんだね。

川上委員 でも、あるかもしれない。

小田原委員長 あるかもしれない。

川上委員 二重構造になるので、1つのものをやることに対して、こことここがあるってこと、ここの連絡と、それから本当の意味での内容のことが本当にわかってるわけではない、言葉は悪いかもしれませんが、その中身についての共通認識というものが違う。片方は契約ということでしたよね。この片方は中身について、実践ですよ。そうすると、やっぱりそれは非常なすごく強い二重構造だろうと私は先ほどから聞いていたんですけど、これはとても難しいと思います。

小田原委員長 教育課程に位置づけられない、連合をつけるかどうかは別にして、行事はないんじゃないですかね。ないよね、多分。全員が参加するかしないかなんですけど。

その外部評価委員会が、その金額の多寡によるんじゃないで、そのような理由で市教委の主催にすべきだっていうのは、何か意図はあるのかな。そこがわかんないんだよね。それを検討委員会が是としたというか、受け入れたということも、よくわからないんだけど。つまり、今、川上委員がお話しになった二重構造でいいのかっていう話。僕は、校長の主体性とか何とかを言っている教育委員会としては、こういう行事は金の多寡によらず全権委任すべき、移譲すべきことではないかと思うんですよね。これも地方分権の小っちゃな1つだと思うんですけどね。だって、主催したって、主催はそれこそ名前だけじゃない。運営はもう任せているわけだから。

川上委員　よろしいですか、もうひとつ。先ほど指導担当部長がおっしゃいましたけど、2年前に、これは、私どもは、音楽やる人間というのは2年も3年も先のスケジュールというのは当然組むのが当たり前で、そこで、これは3年度にわたっているんですよ。平成20年度も入っていますよね。平成21年3月という数字が入っています。3年度にわたって、それで担当者が毎年変わるということは、ひとつの行事、そのこの団体が何年にもわたってひとつの行事を実現させるという、その責任感じゃないけど、何かがつながっていかないと、結局、それをずっとし続けることによって、その組織なり何なりの力にもなるわけでしょうし、というふうに、ちょっと先ほどから聞いています。

本当に大変なことなんですけどね。でも、みんなが、1人1人がそこを、そのことひとつひとつを大事にすれば、本当はもう少し簡単にいく仕事なんだろうというふうに思いますけど。ですから、契約もそうでしたし、今はもう郵送でやりとりですよ。ファックスでやりとりですよ。やっぱり声を聞きながら、顔を合わせて、その物を見てやれば、そういうところは少しはなかったのかもしれない。可能性ですけど。今回のことはちょっと残念でしたけれど、次にこうしたほうが、こういうふうにしめようということがたくさん見つかるのではないかなというふうに、聞いて、根掘り葉掘りしてもしょうがないかもしれない。

海野学事課長　昨年度までは、音楽部会が、中教研が申し込みから内容の調整まで全部やってたので。

小田原委員長　だから、引き継ぎのときには確認していったんでしょうね、多分ね。順繰りにしてるんだから余計ね。それが、市教委に任されちゃったときに、市教委の内部組織の問題と起案の仕方の問題は今後検討してもらおうとして、だけど、そういうふ

うにしていいのかっていうことですね。

我々の反省は我々の反省としてやる必要はあるけれども、こういうものについてどういうふうに、連合行事なら連合行事、学校が主体となって子どもたちのその技能なり感性なりを養っていくものに対して、我々がすべてその管理運営するのか。そうじゃなくて、学校に任せて、そこで高めていってもらえるようにするのか。お金が幾ら以上だと、それは危険だから任せられないから、こっちが責任持つべきだというふうにするのか。

和田委員　考え方として、学校は、この音楽鑑賞教室をこれだけでやってるわけではないと思うんですね。これを要するに市教委が引き受けて、事務を引き受けたということは、全学校に対して、この行事は必要だし、きちんとやりましょうという話をしていて、これが今の中教研の研究協議会にずっと委託している形をとると、そこから抜けていく学校も将来的には出てくるんじゃないかっていうことを考えて、私は、その指摘されている内容というのは、市教委が全学校に対して行う音楽的情緒を育てる教室としてやりなさいという、そういう意味合いを持っているんであって、学校はこれ以外に、学校の予算で自分たちで学校に呼んだりとか、別のところに行って、もっと違うものをやりたいということをやってくと、この行事そのものが将来的に歯抜けになって抜けていって、大きな楽団を呼べなくなっちゃったりとか、そういうようなことにもなってくるので、恐らくこの指摘されている制度というのは、予算面ではきちっと教育委員会が責任を持って、これだけのことは最低やりなさいよっていうことを意思表示しなさいという意味で、その契約関係だけは引き受けているんじゃないかなというふう思うんですね。

ですから、そういう意味では、それが悪いのではなくて、それはそれで、私は教育委員会としてやっぱり必要だというふうに考えてやる1つの行事として認めていいんじゃないかというふうに思いますし、積極的にずっと今後も小中学校にそれを継続してやるという方向でいったほうがいいんじゃないかと思うんですね。それ以外のことを学校でやるのは自由なんですけど、じゃこれは参加しないよとか、これはやったよとかということになってしまうと、またちょっと違った意味合いになってしまうんじゃないかなというのが、私はちょっと懸念するところなんです。

要するに、学校任せ、学校の特色を生かしなさいとか、学校の独自性や校長の考え方でこういう行事も考えなさいということをやってしまうと、かなりいろんな形の形

態のものが出てくるということが予想されるというふうに思うんですね。

小田原委員長　　どうですか。

川上委員　　今のお話を伺って、よくわかりました。これだけの大きなフルオーケストラを聴くってということは、本当に音楽を、それからその場で聴くということは非常に大きな意味があること、私は音楽の立場から言わせていただければあるんですね。

それをそちらにお任せすれば、その抜けていくところがあるというのは、私は想像もしたこともなかったものですから、先ほどのお話も申し上げましたけれど、それでしたら、もっと確かに教育委員会としてはこれをやってほしいんだということを、皆さんに参加してくださいと、そういうことで、教育委員会としてやりましょうと、それでしたら、もっと逆にそちらの音楽のその連合というんですか、そこももっと強い結びつきができるのではないかなというふうにちょっと今思いました。

今の和田委員のお話は現場のお話ですから、ちょっと私たちにはそこまでは、私にはわからなかったんですね。ですから、そういう感覚の違いというのはどうしてもあるのかなというふうに思いました。

ただ、今回のことでも、次の代替でやった演奏がフルートとクラリネットということでしたので、フルオーケストラの弦のオーケストラを聴かなかったということは、やはり大きな意味があるかなと、中学1年生ということでしたね。ということですから、来年度はその人たちにもう1回フルオーケストラを2年生になった時点で聴けるようなチャンスをつくれれば、またってということになるというか、その先のことまで言えばっていうふうに思っていますけどね。

小田原委員長　　水崎委員はどうですか。

水崎委員　　連合行事については、平成22年1月にこれは中間報告でいただいているんですけども、指導課が中心に検討委員会を開いて、小中一貫教育のことも含めて、音楽教室を6年と中1でやるんだったら1つにしちゃうだとか、そういうふうな話もある中で進んで、それで今年度にも課題が残されて、今、そこも話し合っていきましょうという、そういう検討委員会になっていると思うんですね。

だから、そこは今回の内容とは別で考えていかなくちゃいけないのかなと思うんですね。それも一緒にしちゃうと、ちょっと話が大きくなっちゃって、焦点がぼやけちゃうかなと思うんで、検討委員会のほうは、それはそれでいろんな学校の、和田委員もおっしゃったような学校の思いだとか、市教委の方針だとか、補助金のこと、予算

のこととか、そういうこともあると思うんですよ。バス代がかかるだとか、どのくらいとかね。

だから、それはまた、検討委員会でよく煮詰めてほしいというのがあるんですけど、この今回の事故は事故で、やはり反省すべき点、改良すべき点、あるいは再発防止というところをしっかりとみんなで考えていかなきゃいけないのかなと。人間のやることだから、本当はあっちゃいけないミスですけど、でも、人間の目っていうのは100%じゃないとも思いますし、そこで複数体制というんですか、そこら辺は、別に教育委員会に限らず、どこの社会でも、複数の目でということは叫ばれていることだと思うんで、そういうのは今後これを教訓にやっていけばいいのかなと思うのがひとつと、あと、引き継ぎという点で、今回は中教研から市教委に引き継ぎということになっていますけれども、部内でも課の中でも、行政というのは、年度単位でやるじゃないですか、それで異動もあるんですよ。

異動すると、どこまで引き継ぎされているのなというのが、一般市民なんかはちょっと疑問に思うときもあるんですよ。引き継ぎ期間もなかったりとか、それも1つの仕事を複数の方で持っている場合なんかは、1人が出ても、残ったもう1人の方がよく仕事を知ってて、またうまく継続していくということがあると思うんですけれども、1人で抱えている仕事は、その方が抜けたら、本当に周りの方はわからないということが多いと思うんですよ。その中で、行政は継続性とか言われますけれども、あるものが縮小されていっちゃったり、せっかくあったものが、あれどこいっちゃったのかなと、そういうふうなことだって、私は今まで見てきたのも幾つかあったりもするんですね。

だから、人が変われば、変わってしまう、いいように変わればいいですけども、それがマイナスのほうに変わっていくというのはいけないと思うんで、やっぱりその引き継ぎということもしっかりこれからやっていく必要があるのかなと、教育センターにしても本庁にしても、引き継ぎが必要なところがいっぱいあると思うんですよ。連携をとりながら引き継いでいく必要なところがいっぱいあると思うので、1人で抱えている部署なんかもきつと多いんじゃないかなとも思ったりもしますので、チェック体制と引き継ぎをスムーズにいくような体制づくり、そこをしっかりとしていくと、随分こういうミスも防げて、今後いい体制になっていくんじゃないのかなと思います。

小田原委員長　今の件について、どっかから何か話はないんですか。つまり、どういうことを言われたかっていうと、引き継ぎがきちんとなされていない、行政の継続性が保たれていない部分が幾つかあった、見てきたって言われているわけですけども、そうなんですか。

石川教育長　自分たちはその認識がない。限定したのは見るけれども。

小田原委員長　いやいや、今幾つか見てきた、センターにおいても本庁においても、そういうことがあるんじゃないかって言われているわけですよ。これ、海野学事課長が答えるんじゃなくて、どっかほかのところで答えていただきたいと思うんだけど、それは今回たまたまあただけの話じゃないんですか。その今言われたようなことがないように、起案をして、あるいは原義をして、つくって、皆さんで意思決定して、そのことが行われているんじゃないですか。

この学校にしても、そういうふうに行われているはずですよ。だから、行政の継続性ということは言われるわけですよ。

坂倉学校教育部長　議会でも同じようなことを言われたんですけども、今回の場合は、本来でしたら、平成21年3月25日ないしはその後ぐらいに、契約という行為はできないんで、できないにしても、何らかの形で書面で残すというのが今一般的です。

ただ、役所の場合は単年度会計ですので、契約行為自体はしていない。だけど、そういうことをしないことによって、こういうことが起こったんじゃないかと言われているんであって、一般的にはほとんど、こういうケースもないかぎりには、何らかの形で書面は残しますので、これに関してはその引き継ぎ文書を、意思決定になってくると、どこまでやるかという問題があるんですけども、それだけしなかったという意味では非常にまれなケースでございますけれども、そのほとんどはこういう結果はあり得ないことだからということですよ。

小田原委員長　あり得ないことが今回起こっちゃったというふうに私は認識してるんですよ。あってはならないことがあっちゃった。だから、もうこれは取り返しつかなくなっちゃったわけだから、これは繰り返してはならないためにどうするかということをもう1回確認しようとしているわけですよ。

だけど、今みたいに言われたときに何にも言われたいというのは、私は心外ですね。どこからも何も出てこない。

石川教育長　私は、教育委員会の話じゃないと、こう解釈している。

水崎委員　　実際やってきたものがぴたっと終わっちゃってるのもあります。それはどこまで影響する内容のものかっていうと、今まで発言していたことも、この定例会で発言していた内容もありますけど、結局、そこら辺はうやむやになって終わっちゃってるというのでも幾つかありますよね。

石川教育長　　委員は決定権者じゃないから、それは当たり前のことですよ。

小田原委員長　　何のことを言ってるかというのが、よくわからない部分があるんだよ、そうなる。だけど、例えば今まで続いてきたことが、ある年に人が変わったためになくなっちゃったっていうことは何なんだということを出さないと、そんなことはあり得ない話よ。

水崎委員　　人が変わったかどうか。

小田原委員長　　年度が変わったときに、それはどこかで意思決定してるわけだと思います。もうそんな無駄だからやめましょうみたいになったかもしれないし、学校において何かあったとして、やっていることがなくなっちゃったとしたら、学校でこういうふうにはやめましょうと議論した。人が変わったから、やりましょうとやってたことが突然なくなっちゃったということは、だれもだまってなんかいないんじゃないですか。

水崎委員　　いや、でも、私が知っているのはあります。例えば、アクションプランにしたって、あれは、こういう形で、こういうふうにここで違う形に移行しましょうというのは、はっきりお答えもらったこともありませんし、評議員のあり方検討委員会だって、次の年にはアンケートとってってなったのも、それもそのままとまっちゃっていますし、理由があって、それはそれで御説明してもらえればいいんですけども、特に説明は私はいただけなかったんですね。

小田原委員長　　アクションプランで何がなくなった。

水崎委員　　例えば、アクションプランも、あれはあのままだったじゃないですか。

小田原委員長　　いや、アクションプランはアクションプランですよ。アクションプランで出てきたものについて、これをやりましょうとかどっかで決めない限りは、消えていくものですよ。アクションプランというのは、そういうふうにしてプランとして出てきたけれど、ここでも出てきていますよ。だから、そこで出てきたものを具体的にこういう形でやりましょうとどこかが起案して決定しない限りは、実際には何も手つかずのままになっちゃう。そういうものなんです。

水崎委員 だから、そのまま残っちゃってるということですよ。

小田原委員長 文面では残ってても。

水崎委員 プランとしてある、残っている。

小田原委員長 それは当然、当たり前のことなんですよ。ということで、いいでしょう。

水崎委員 だれもやらなかったということなんですか。

小田原委員長 うん、それはそれでしょうがない。だから、やるものと思うほうがいけない。やってほしいこととして上がってくるけれども、どっかの部署が、それを受けて、やります、これを取り上げて、こういうふうにやりますということを行わない限りは、できないことなんです。

水崎委員 プランとしてつくったとしてもプランで終わっちゃうんですかね。

小田原委員長 そうです。もう1つ、学校評議員のことかな。

水崎委員 評議員のだって、あり方検討委員会で、来年度はアンケートとって、もう1回、かえたものをもう1回来年度アンケートとって、それを検討しましょうと、再検討をもう一遍しましょうと結論が出たんですけども、あのままになっちゃっている。

小田原委員長 だから、検討委員会でそういうふうに言っただけの話なんです。

水崎委員 そういうものなんですか。

小田原委員長 そういうものなんですよ。だって、何とか、これ例えば、中教審がこういうふうにしましょうと言ったって、文科省なりどこかがそれを受けて、具体化して、提案として出さない限り、国会通ったりしない限り、中教審で言ったことっていうのはそのまま消えちゃうんです。答申されたことだって、答申されたら、それを受けて、実現するかどうかっていうのは、もう文科省に任されているわけだから、審議会というのはそんなもんです。

逆に言うと、審議会に言わせて、審議会がこういうふうに言われているからやりましょうと行って、文科省が、これが上がったからやりますよっていうふうに言ってくる。そういうふうにならない限りは実現しない。そこは認識の違い。違いというより、誤りと思っていたきたい。

石川教育長 本題から大分ずれてるんで戻した方が。

小田原委員長 じゃ、戻しますので、先ほど来、どこに問題があるのかっていうのは、今後また詰めてもらって、再発防止に努めていただくということで、今、不明な部分

が幾つか出てきましたけれども、明らかになってきましたので、そのほかに何か。

和田委員 これは、私が学校現場を知ってるということも含めてなんですけれども、この件は、事務引き継ぎが教育委員会に移ったから起こった事故というとらえ方もできる部分もあるかもしれませんが、私は、引き継ぎがなくても、この状態であれば事故は起こったというふうに思います。ということは、やっぱり中教研内部でのその事務引き継ぎがきちんと行われてなかったということも含めて、学校の中でこれからいろいろ契約をすることがふえてきますので、この辺なんかも、きちんと学校側への指導をしていかなきゃいけないと思うんですね。

それで、これは2年前の契約ですけど、中学校は、修学旅行なども2年前にもう契約を行うんですよ。そうすると、2年先にこういう予定があるということが、きちっとその修学旅行の委員会の中で引き継がれているんですね。当然、この音楽の担当者の会でも、来年はこうですよ、再来年はこうですよということをきちっと伝えて交代しているはずなんですよ。

だから、そういうことが行われていないこと自体が、やはり今後、事務が教育委員会に移ってきた部分については相当反省をし、改善を図っていくんだけど、学校や、あるいはこういう研究会の中で行われているほかのそういう引き継ぎ事項については、やはり学校が、いわゆる研究会に対してもきちんとしていかなないと、これまた同じ事故が起こるんじゃないかという心配はしています。

今後、ぜひ校長会等も通して指導していただきたいなと思います。私は、事務局を守るわけじゃないんだけど、この事故はやっぱり起きていますよね。このままやっていたら、中教研としても同じ事故を起こしたというふうに思いますので、これはもうぜひ学校のほうにもお伝えいただきたいというふうに思います。

小田原委員長 これ、先ほど海野学事課長が言ってたけれども、中教研の中で順繰りに回すということはやめたほうがいいんでしょうね。順繰りというのは、この公平性とか何とか、仕事の分担とかっていろいろ言ってるんだと思うんだけど、そういうことをやると、きちんとした引き継ぎがあれば大丈夫だみたいな話になるのかもしれないけれども、きちんと組織化することだろうと思いますね。組織として引き継ぐなら引き継ぐという形があってしかるべきであって、順繰りというのは組織じゃないと思いますよね。

それから、今の和田委員の話で、校長が交代するときには、非常に面倒な事務引き

継ぎやりますよね。校長印から始まって、いろんな文書があって、その目録つくって、点検して引き継ぐわけでしょう。そういうことをやっている校長たちが、多分中教研なら中教研の部長をやっているわけですよね。とすると、年度が変わったり自分が異動したり、そういうふうに変わっていくときには、それなりの、中教研なら中教研としてのそういう引き継ぎというしきたりを身につけているならば、それを実施していただきたいということになるだろうと思いますね。

そういうふうにして、できるだけ市教委が音頭を取ってやらせるという形じゃないようにしていけたらいいなというふうには思ってるんですが、それも今後検討していただきたいというふうに思います。よろしいですか。

水崎委員 2つちょっと質問なんですけど、保護者、生徒へおわびの説明文書の配布、ホームページにも載ってたんですけど、この文書の配布で保護者はもう納得されましたか。また、これから何か報告するものとかあるのかどうか。それで、特に御意見や、苦情とかないのかどうか。

それを聞きたいのが1つと、あと予算的な面で今現在わかっていること、今後、例えば聞けなかった生徒にどう対応するのか、予算も絡んでいるんで、そういうのもどうなるのか、そこら辺でお答えできることがあれば教えていただきたいんですけど。

海野学事課長 おわび文についての保護者からの苦情とかがってということについては、特に今のところ届いていないです。

17日の夜の時点で、お子さんが帰ってきて、オーケストラを聞けなかったとすごくがっかりしてたというふうな苦情をいただいた方がおられたんですね。その方に22日の時点で学校を通しておわび状を出しましたからっていうお電話を入れたときには、既にそのお母さんはおわび文を読んでおられて、ちゃんとそういうおわびをしていただいて、経過もよくわかりましたというふうなフィードバックはいただきました。

その親御さんなどは、この後、子どもたちにどうフォローしてくれるのかというあたりが一番気になっていたということなんですが、気持ちはもうそういう親御さんは多いと思うんですけど、具体的にそれをどう実現するかということになると、その予算の問題も含めて、校長先生方の考え方とか、学校の状況によっても、いろいろ検討することもあると思うので、今後、そこは中学校の校長会とも相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

それで、その代替措置のことについては、実際にやるとしたら、費用の問題も含めて、教育課程に位置づける、それと授業時数がどうなるのかとか、やっぱりこれも校長先生方によっていろいろお考えもあるかと思しますので、この後、校長会とも調整しながら、どういう形でやれるか、あるいはやることも含めて検討したいと思っております。

水崎委員　今回、新聞に金額がはっきり出ましたよね。2日間で560万円、1日280万円、新たにプロの司会者とかフルートとかクラリネットを頼んだら、そこにまた予算が発生したのかどうか、そこら辺で、今現在でわかっていることってあるんですか。

海野学事課長　今の段階では、どういう形で都響のほうにお支払いをするかというのを1つは内部で詰めているのと、あとは都響のほうと実際にその金額をどうするかという協議をしているところです。今の時点では、明確な金額とかは出ていないところです。

水崎委員　新たに頼んだところに対してはどうですか。

海野学事課長　そちらについては、できるだけ早く、謝金という形とか、また進行役の方が事務所を通してやっているの、委託契約を改めて結んで、執行を進めたいと思っています。

水崎委員　費用をどこから捻出するかっていうのも、今後の課題、今後考えていくということなんですね。

海野学事課長　はい。

小田原委員長　我々も、責任の一端として、もし何か要求されれば、それに応ずるといふ、そういうことを承知しておいていただきたい。

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、ないようでございますので、この件につきましては以上で。担当部署としては、引き続きいろいろあると思えますけれども、よろしく御配慮というか、適切な対応を引き続きお願いしたいというふうに思います。

それでは、引き続き生涯学習総務課からお願いいたします。

桑原生涯学習総務課長　本年の7月14日開催されました第6回の定例会で、平成22年度生涯学習スポーツ部で行います各事業の結果が出ましたので、御報告をいた

します。

報告につきましては、前田主査から報告いたします。

前田生涯学習総務課主査

それでは、生涯学習スポーツ部の4課2館が実施いたしました夏季事業の実施結果につきまして御説明いたします。

こちらの実施結果についての資料をごらんいただきたいと思います。

1ページでございますけれども、生涯学習総務課の事業におきましては、第1回八王子市長杯子ども将棋大会を初めとする4つの事業を実施いたしまして、980名の参加がございました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。スポーツ振興課の事業でございます。学校プール開放事業など3つの事業を実施いたしまして、7,206名の参加がございました。

続いて、3ページから8ページまでが学習支援課の事業でございます。夏休み子ども映画会を含む18の事業を実施いたしまして、8,000名の参加がございました。

次に、9ページが文化財課の事業でございます。コーナー展「戦争と人々のくらし」など4つの事業を実施いたしまして、5,062名の参加がございました。

続きまして、10ページから12ページまでが図書館の事業でございます。夏休みおはなし工作会など9つの事業を実施いたしまして、5,812名の参加がございました。

最後でございますけれども、13ページから20ページまでがこども科学館の事業になっております。プラネタリウムの投影など35の事業を実施いたしまして、2万2,075名の参加がございました。

全体といたしまして、73の事業を実施いたしまして、総参加者数が昨年より1,739名ふえ、4万9,135名という結果になりました。

御報告は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 1つ教えていただきたいんですけど、サイエンスドームで催した講座は、入館料を別に払うんですよね。例えば生涯学習センターとか郷土資料館、図書館、こういったものは無料だから、その講座に必要なお金だけの支払いでいいと思うんですよ。

ね。でも、サイエンスドームでやるものは、講座に必要なお金プラス入館料というのが、ほとんどの講座で必要なんですね。

それはやっぱり払わなくちゃいけないものですか。例えば、年に1回行くんだったら、もちろん入館料も払って、中のものも全部見せてもらって、プラネタリウムを見て、それで帰ってくるという楽しみ方も、利用の仕方もあるとは思いますが、例えばこういう夏季講座、幾つか申し込んで当たった方なんかは幾つか行かれるじゃないですか。そのたびにお金を払うわけですね。それで、中はそんなに変わらないわけですよ。展示物なんかもね。それなのに、そのたびに入館料というのは払うのかな。それで、子どもだけだったら子ども料金を払うし、大人同伴の場合は大人も子どももプラス払うわけですよ。あれって今までもずっとそうだったと思うんですけど、ちょっと今回気になって、やっぱりそういうお金っていうのは払うのかな。どうなんですかね。どういう考え方なんですかね。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 催し物とか工作自体は、早ければ30分程度で終わるものとか、長くて、お子さんがやりますので余り長い時間を設定していませんので、1時間程度、あるいは1時間半ぐらいということになっております。

それで、展示物は変わらないというお話をいただいたんですけども、私どもも更新をしていく中で、多くのお子さんたちは、夏休み中にこども科学館にいらっしやると、工作以外の時間にも、展示物等を1階、2階でまず遊んでいていただいているというのが現状でございます。現実の館の中では、催しだけに参加したいので入館料をなぜ必要なのかという御意見をいただいたことは、実は私が館長になってからはございません。

ただし、丸一日かかるような行事で、実際展示物等でも遊ぶことができないような時間、それに近い時間を行使するような特別な催しがある場合には、そういったイベントは入館料を無料に設定させていただいているというのが、今の状況でございます。

以上です。

水崎委員 特に今のままでも問題ないということなんですか。

小田原委員長 入館料を取っているものと取っていないものとちょっと区別しとけば、こういう場合には取ってる、こういう場合は取っていないというのがわかれば、またそれなりの御意見になるだろうと思いますけどね。

デパートで催し物をするのと違うんだっていうことでしょうか。デパートで催しする

のは、帰りに買ってもらうために8階でやるわけでしょう。サイエンスドームはそんなじゃないんだってということだよ。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 催し自体が、ほとんど実費相当でございまして、一番安いものですと50円からしております、物によって実費が多くかかれば、300円ぐらいの催しもございますけれども、もともと催し自体もほぼ実費相当額でやっておりますので、実際に展示物を見ていただいて、科学に触れていただくというのが私どもの目的でございますので、コストよりも、来館者のお客様は、その唯一催しだけで帰ってしまうということではありません。

小田原委員長 いや、だから、それはわかる。そうなんです。いいんです。そういうことを聞いているわけじゃないんですよ。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 わかりました。申しわけありません。確かに、デパート等で催し物をやっているのとは違ひまして、私どもは、入館をしていただいて、その上で行事もしていただけるということです。

小田原委員長 行事もやって、そこで実費がかかれば実費も取っているんだと、だから、デパートとは全然違うんだということなんですよ。

水崎委員 入館が目的ということ、入館をしてもらって、それプラス催しということなんですか。

小田原委員長 そこでやってる。

水崎委員 でも、募集のときは、催しとして募集しますよね。それで、別途入館料は必要ですと、こう書いてあるから。

小田原委員長 いや、だから、そういう募集なんですよ。

桑原生涯学習総務課長 ですから、募集の段階でそういうことを明確に表示して提案をしている。それを承知して申し込んでいただくということでございます。

小田原委員長 うん、そういうことだよ。250円だけ。

水崎委員 いや、大人が200円で子どもが100円です。それで、夏も、土曜日は無料になるんですか。サイエンスドーム、土曜日は無料ですか。

小田原委員長 それは同じでしょう。

水崎委員 土曜日は無料ですね。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 同じだと思います。

小田原委員長 親を考えていますから。そのほかいかがですか。よろしいですか。

水崎委員　　この結果の表で、参加者数のところは前年実績というのが書いてあるんですけど、応募者数のところは前年実績というのは、今までもそうですけど、出ていないですね。そして、ちょっと調べてみたら、今回も募集人数に対して応募者数が多いものというのは幾つかあると思うんですね。それで結局、申し込んでもだめだったという御家庭や子どもたちがいると思うんですけども。やはり毎年こういうものに応募者数が多いんだっていうのを、ある程度把握しておくのも必要なかなって、それで、ここに載せていただければ、その表でも把握できるんですけども、載せてもらわないと、前の年のとその前のと、家で2年間分見てこなくちゃいけないわけですよ。

例えば白糠町の交流事業、これなんかは、15名の募集に対して、応募者数が今年49名、去年は21名だったんですね。その前の年は45名、ということは、これを見ると、こちらに呼ぶのよりも向こうへ行きたい方が多かったんだなって、そういうふうな把握もできますよね。やはりどういうものに興味を持っているのか、どういうものに行きたいと思っているのかっていうものも、やはり催しを企画するほうとしたら承知しておいてもいいのかなと思ったんですね。

そして、例えば施設の関係とか、去年もお聞きしたんですけど、サイエンスドームなんか24名とか少ない人数があると思うんですよ。それには周りについている人、指導しなくちゃいけない人もいるんで、なかなかそういう子どもたちの数をふやすには、施設の広さとか規模、講座の内容とかももちろんあると思うんですけども、例えば、応募が多いものについては、夏の事業に限らず、年間通して何かこう計画を入れていくとか、そういうことなんか考えればいいのかなと思ったんですね。

例えば、家で経験させてやれないものっていうのがあると思うんですよ。陶芸教室は、6ページですけども、16人、2人1組で16名の募集ですね。それで、応募が63名いたんですよ。こういうのはやっぱり、私、自分が親だったら、小学生の子どもがいたら、こういうものを経験させてやりたいなって思うんですよ。なかなか家では、家庭では、こういう経験させてやれないんで、こういう機会にぜひさせてやりたいなってというのが親心かなと思うんでね。これ、もちろんこの制限があるっていうのはわかるんですけども、それだったら、どこかほかの機会に企画して、少しでも多くの子どもたちに経験させてやることはできないのかとか、そこら辺なんか考えてもらえればうれしいなと思うんです。

あと、9ページの体験学習の「火おこしと縄文づくり」、これなんかも郷土資料館でやったものなんですけれども、1日で20名の募集で、ことし55名なんですね、応募がね。去年は58名応募したんです。一昨年は88名応募してるんですね。でも結局、20名くらいしか経験できないって、それで値段も350円という、とても安く、こういう経験はなかなかできないことだからさせてやりたいなって思うし、親が勝手に申し込んだのか、子どもがやりたいって申し込んだのかわかりませんが、子どもたちが興味を持ったら、やっぱりそのときにさせてやったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。

今年だめだったから、じゃ来年、来年まただめだったら、その次の年とやったときに、そういうものではないのかなって、やっぱり興味を持ったときに、関心を持ったときにそういう経験をさせてやって、さらにそれがまた広がっていければって、私はそういうふうな気持ちを持ってしまうので。もちろんいろんな制限もあるとは承知してはいますが、それだったら、何かもうちょっとほかの、夏に限らず、春休みにやれるのか、それとも何かこうふだんの1年間通して、土曜日とか、そういうところを使ってやれるのか、そういうふうなことも今後少し考えていってもらえれば、子どもたちはいろんな体験ができていいんじゃないのかなと思ったんです。

こうやって人気があるのって、結構決まっているんですよ。偏っているのもあると思うんです。だから、そこら辺はやっぱり把握しながら、そういうものについてだけでも、何かいい機会をつくって経験させてやればいいんじゃないかなって、子どもたちのことを考えたら、そんな気持ちになっちゃうんですけどね。

設楽学習支援課長　　今御指摘のありました陶芸教室ですが、毎年応募が多いため来年は、2回行います。陶芸の場合は、釉薬をつけて乾かして3日間かかるため、春休みなどは日程的にむずかしいと思いますが、たいへん応募の多い状況ですので日にちをずらして行えるよう今検討しています。

桑原生涯学習総務課長　　水崎委員のおっしゃることもわかります。ただ、その夏の時期でなければできない事業、そういう季節感もあるだろうし、1年通してできるような事業もあるだろうし、そういう意味では、その人数だとか、メリハリをこれからもつけながら事業の計画を立てていきたいと思っています。

小田原委員長　　そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 非常に総体的にはいい結果だというふうに思いますので、先ほどの陶芸教室のほうの御回答もありましたけれども、そういう方向でそれぞれ考えていくというふうに評価のところに出てきていますので、それをまた期待したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続いて報告が何かございますか。

坂倉学校教育部長 いえ、特にございません。

小田原委員長 特にございません。

委員の皆さんのほうで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ありません。ないようでございますので、以上で公開での審議は終わります。

ここで暫時休憩に入りますけれども、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。再開は、時間が押していますので、25分からでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃ、よろしくお願いいたします。

【午後3時23分閉会】